

令和2年第12回

印西市教育委員会定例会会議録

令和2年12月11日（金）

令和2年第12回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和2年12月11日(金)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

臨時代理の報告について（財産の取得に関し議会の議決を求めることについて）

日程第 5 議案第1号

印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 6 議案第2号

印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 議案第3号

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	大 野 忠	寄
2 番	委 員	寺 田 充	良
3 番	委 員	鈴 木 裕	枝
4 番	委 員	栃 尾 知	子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(5名)

教 育 部 長	高 橋	清
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	坂 卷 順	一
学 務 課 長	渡 邊 義	規

指 導 課 長 吉 野 高 明
生涯学習課長 鈴木 圭 一

職務のため出席した職員(2名)

教育総務課 五 代 敦 子
総務係 主幹
教育総務課 浅 野 嘉 人
総務係 主査補

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより、令和2年第12回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。
ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、4番、枳尾委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。
本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。
経過報告です。

11月13日金曜日、第3回印教連定例常任委員会が佐倉市で開催され、出席をいたしました。同日、引き続いて、第3回印旛地区教育長会議が佐倉市で開催されました。

16日月曜日、印旛郡市文化財センター理事会が佐倉市であり、出席をいたしました。同日、印西市総合教育会議が市役所で開催されました。委員の皆様にもご出席をいただきご意見をいただきました。ありがとうございました。

17日火曜日、第7回市校長会議が内野小学校で開催され、出席をいた

しました。

18日水曜日、就学指導委員会、第3回目となりますが市役所で開催され、出席をいたしました。

19日木曜日、第13回新型コロナウイルス対策本部会議が市役所であり、出席をいたしました。

24日火曜日、学校経営研修会、教育事務所次長訪問が船穂小、船穂中であり、出席をしてまいりました。実は、午後に小林小を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の関係者が学校から出たために、大事を取って訪問は12月8日に延期をしております。

25日水曜日、就学指導委員会の4回目、最終回でございますが、市役所で開催され、出席いたしました。

30日月曜日、第4回市議会定例会が開会されました。会期は12月18日まででございます。

12月に入りまして8日火曜日、先ほど申しました学校経営研修会の北総教育事務所次長訪問が小林小であり、同席をいたしました。

9日水曜日、教育長の人事異動面接が市役所であり、各校長と面接いたしました。

11日金曜日、学校適正配置審議会、1回目、本日ですがございました。新型コロナウイルス感染症の予防のために、本来だったら1回目はもう少し早く行う予定だったんですが、今日、1回目の開催ということになりました。ただいま第12回教育委員会定例会が市役所で開催されております。

行事予定でございます。

12月14日月曜日、第8回市校長会議が船穂小で開催され、出席をする予定です。

17日木曜日、通学区域審議会が市役所であり、出席をする予定です。

18日金曜日、第8回市教頭会議が教育センターであり、出席をする予定です。

21日月曜日、印西市初級職員の面接が市役所であり、出席をいたします。

24日木曜日、令和2年度人事異動関係1次面接、教育事務所長との面接でございます。例年ですと、この1次面接については1月に実施しておりました。教育事務所の県との関係で、人事異動事務が約1か月ほど早まって実施するということになったそうです。この1次面接は、例年ですと、昨年までは市内大森小を会場にしておりましたが、県の考えで、栄町のふれあいプラザさかえを使って実施するということになっております。

1月10日日曜日、令和3年印西市成人記念式典が松山下公園総合体育館で予定されております。もう既にご案内のように、午前午後の2部制で実施するということで、現在も準備を進めております。

12日火曜日、第4回印旛地区教育長会議が佐倉市で開催され、出席をする予定です。

14日木曜日、第9回市校長会議が木刈中学校であり、出席をする予定です。

20日水曜日、民生委員推薦会が市役所であり、出席をいたします。

21日木曜日、令和2年度関東地区都市教育長協議会第2回理事会が山梨県笛吹市で開催され、22日までの予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の関係で、これはできそうもないということで、今、書面開催にするかウェブ会議にするか、関係市と協議をしているところでございます。

25日月曜日、令和2年度印西市教育委員会児童・生徒表彰式が市役所で開催され、出席をいたします。

26日火曜日、社会を明るくする運動作文コンテストの表彰式が市役所であり、出席をいたします。

27日水曜日、令和3年度第1回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございます。

何かご質問ございますでしょうか。

各 委 員
教 育 長

ありません。

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、大野教育長職務代理者をお願いをいたします。よろしく願いいたします。

職 務 代 理 者
(報告第1号)

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

職 務 代 理 者

日程第4 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教 育 総 務 課 長

それでは、ご説明をいたします。

報告第1号 臨時代理の報告について。

財産の取得に関し議会の議決を求めることについて、印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理により処理し、市長に申し入れたので、同条第3項の規定により報告する。

令和2年12月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本件は、財産の取得に関し教育委員会の会議において議決をすべき事項でございますが、会議を招集する暇がございましたので、臨時代理により処理し、市長に申し入れたものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明をいたします。

職務代理者
学務課長

学務課長。

それでは、ホチキス止めの資料をご覧いただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、議案第18号 財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。

令和2年11月30日提出。

印西市長、板倉正直。

では、次の18-1ページをお願いいたします。議案第18号の審議資料でございます。

今回取得する財産の内容は、ノート型パソコン、学習支援ソフトライセンス、充電保管庫、可動式アクセスポイントでございます。先行して取得している製品と統一性を図るため、指定型番及び指定製品としております。

各物品の仕様につきましては、次の18-2ページから18-7ページまでのとおりでございます。

配置先は、印西市立小・中学校ほかとしてあります。

納入期限は、令和3年1月31日です。

取得理由につきましては、国におけるGIGAスクール構想の実現のため、令和3年度の児童・生徒分の教育用パソコン等及び今年度校内LAN工事を実施しない16校に設置する、可動式アクセスポイントを取得するものでございます。

最後に、18-8ページは入札経過表でございます。

なお、昨日、文教福祉常任委員会がございましてご審査いただきました。本案は可決をいただきましたことをご報告いたします。

以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ありません

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

(議案第1号)

職務代理者

日程第5 議案第1号 印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第1号 印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年12月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、議案第1号審議資料をご覧ください。

改正の要旨ですが、学年始め休業日につきまして、現行で「4月1日から4月4日まで」となっておりますものを、「4月1日から日曜日及び土曜日を除いた4日間」に改正するもの。また、字句を修正するものでございます。

改正の理由につきましては、学年始め休業日について、週休日の有無によらず常に4日間の準備期間を確保し、毎年安定した日程で児童・生徒を迎え入れることができるようにするため改正するものでございます。例えば、令和3年度の暦を見てみますと、4月3日、4日が土曜日、日曜日ですので、これまでの管理規則のままですと、4月5日の始業式を迎えるまでに、4月1日、2日の2日間で年度始めの準備をすることになります。

これまでもこのような日程の年はありましたが、結局、土日に出勤して準備をするという状況でした。このような状況を解消し、十分に準備をした上で児童・生徒を迎えることができるようにするため、また、教職員の働き方改革にも資するよう改正するものでございます。

施行期日は、令和3年3月31日。

新旧対照表もお示しいたしましたので、下線部の改正点についてご確認いただければと思います。

以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

今の改正理由、この書面だけではちょっとよく分からなかったのですが、今、詳しく説明していただいたので、すごく理解しました。

教職員の方の働き方改革につながっているというふうに認識したんですけれども、それでよろしいですか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

栃尾委員のおっしゃるとおりでございます。

栃尾委員

分かりました。ありがとうございます。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

各委員

ありません

職務代理者

これで質疑を終わります。

議案第1号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)

職務代理者

日程第6 議案第2号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第2号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年12月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、次の議案第2号の審議資料をご覧ください。

改正の要旨ですが、先ほどの小・中学校同様、学年始め休業日について、「4月1日から4月4日まで」を「4月1日から日曜日及び土曜日を除いた4日間」に改正するものでございます。

改正の理由につきましては、学年始め休業日について、週休日の有無によらず、常に4日間の準備期間を確保し、毎年安定した日程で園児を迎え入れることができるようにするため改正するものでございます。また、理由が書いてありませんが、先ほどの小・中学校管理規則と同様の理由で改正をしたいと考えております。

施行期日ですが、令和3年3月31日でございます。

以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各委員

ありません

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第2号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)

職務代理者

日程第7 議案第3号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第3号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年12月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、ご説明いたします。3-1、議案第3号審議資料、こちらをご覧ください。

改正の要旨ですけれども、新旧対照表にありますように、第1条の2の給食センターの所管、受配校について、本規則別表で定めているものを、別表を削除し、教育長が別に定めるものとするものでございます。

改正の理由ですけれども、増加する児童・生徒数に対応するため、令和3年度における給食センターの調理能力に応じた、受配校の見直しを実施するものでございます。また、給食センターの調理能力に応じた受配校の見直しを、柔軟かつ迅速に実施できるようにするものでございます。

補足で説明させていただきますと、今後、毎年のように見直しをする必要が出てくるため、その都度、規則を変更しなくとも済むような表記に改めるものでございます。

給食センターで調理する能力に余力がある場合には、これを見直ししなくてもいいんですけれども、毎年のように児童・生徒数が増加する学校が出てきますと、それをパズルのように組み替えていかなければならない状況が、今後出てくることが見込まれるためでございます。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございますが、追加で資料を配付させていただきたいと思っております。

(資料配付)

今、配らせていただきましたのは、令和3年度に受配校が見直しとなるものです。受配校変更予定となる学校は、滝野小学校、これは印旛学校給食センターから中央学校給食センター第1調理場に変更。それから、西の原小学校、これは印旛学校給食センターから中央学校給食センター第2調理場に変更。3つ目、印旛中学校及び本埜中学校、これは牧の原学校給食センターから印旛学校給食センターに変更です。

牧の原学校給食センターで、中学校の給食を今年度提供していたんですが、これが中学校の給食をもう賄えないだろうということで、中学校2校を移動したことによりまして、その移動先からさらに中央学校給食センターに振り分けてというようなものでございます。こういう対応での現象がここしばらく続くことが見込まれています。

それについては、給食センターの職員及び栄養士で入念に検討を重ねまして、令和3年度はこういう対応をさせていただく予定だということで、お知らせさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

職務代理者

栃尾委員	栃尾委員。 この改正理由だけでは、イメージができなかったもので、詳しい資料を準備し、説明していただいてよく分かりました。ありがとうございます。
職務代理者 指導課長	それで、質問なんですけれども、4番の新旧対照表の中の新しいところに、「給食センターの所管する学校は、教育長が別に定める」と書いてあるんですね。ちょっとよく意味が分からないので、どこに定められるのか、どういう意味なのかということの説明をいただけるとありがたいですけれども。 指導課長。 この受配校について、最終的に決定するところは、学校給食センター運営委員会の会議でございますので、そちらにお諮りをして承認を得た上で、教育長が最終的にそれを承認するという形で進めたいと思います。また、もちろん、今回、教育委員さんにお示ししましたように、教育委員会定例会でもそういった形でご説明はさせていただきたいと思っております。 変更がある場合にはそういう手順を踏む、だから、もしかしたら令和4年度はこれはないかもしれないし、令和5年度に出てくるかもしれないというところがございます。 要するに、どこかにこういった目に見える形で示すというような意味合いでしょうか。 今回は、この規則の中にこういう表を示せないということで、この定めるという表記を使わせていただきました。ちなみに、他の市町について調べたところ、この受配校の規定というものをしていない市が結構ありまして、千葉市、浦安市、成田市、八千代市、香取市等は、こういうことを示していません。 印西は、今までこの規則に示していたんですけれども、今後、毎年変わるので、こういうように規則には記載しないという形にはなります。
職務代理者 栃尾委員	栃尾委員。 新しいものは柔軟に対応できるように改正するという事で認識してよろしいですか。
指導課長 栃尾委員	はい。
職務代理者 各委員	分かりました。ありがとうございます。 ほかに質疑はありませんか。
職務代理者	ありません これで質疑を終わります。 議案第3号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし

職務代理人

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

(その他)

職務代理人

日程第8 その他について何かありますか。

学務課長。

学務課長

学務課でございます。

令和2年度卒業式、卒園式及び令和3年度入学式、入園式につきまして、資料はございませんが口頭にてお伝えいたします。

新型コロナウイルス感染症の状況が、終息の心配がいまだにないということ、引き続きその警戒レベルが続くような場合は、昨年度の卒業式、卒園式及び今年度の入学式、入園式と同様に、保護者の参加を2名までとするほか、来賓や市教育委員会の出席はなしにする。そして、感染防止対策を十分に学校で取った上で、短時間で実施するというような方法で、今の段階では考えております。

正式には、年が明けてから校長会と相談しながら判断してまいりたいと考えますので、現時点での判断ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

職務代理人

この点につきまして、質疑はありませんか。

各委員

ありません

職務代理人

よろしいですか。

ほかにその他、何かありますか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課でございます。

まず、第25回印西市民文化祭～おうちでオンライン文化祭～の報告について、ご説明させていただきます。

令和2年11月1日から11月30日まで実施し、動画再生回数や作品内容、作品点数などはお手元の資料に記載されているとおりでございます。

今回、写真スライドショー、動画をはじめ、様々な作品や動画で参加をしていただきました。今回のオンライン市民文化祭は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、インターネット上で出品者の作品や発表を視聴するという形で実施されました。

総再生回数は5,662回となり、通常の市民文化祭は比較的年齢が高い方が多く、日頃インターネットに慣れている方は少ないと思われ、視聴数は少なくなると予想されましたが、当初の予想よりも多い再生回数でございました。

通常の市民文化祭に参加されていた方も多く、市民の文化芸術活動の発表の機会の確保や、身近に文化芸術の機会という目的はおおむね達成されたと考えております。

来年度以降については、通常の文化祭ができるようであれば、通常の

文化祭を実施した後に、オンライン文化祭を実施する予定でいる考えで
 おります。

以上でございます。

職務代理者 質疑はありませんか。

栃尾委員 栃尾委員。

新しい取組だったと思っているんですけども、総再生回数5,662、
 すごく私の予想を上回ったなと思っていて、本当に頑張っていたいた
 んだと思っております。ありがとうございます。

この次も、続けられるということでおっしゃっていただいたんでは
 けれども、終わった後にユーチューブか何かで。

職務代理者 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回と同じような形で考えております。ということで、今、担当と考
 えています。

職務代理者 栃尾委員。

栃尾委員 楽しみにしています。頑張ってください。

生涯学習課長 はい、ありがとうございます。

職務代理者 ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

各委員 なし

職務代理者 ほかにその他、何かありますか。

生涯学習課長 生涯学習課長。

生涯学習課長 続きまして、令和2年度ライトブルー賞の選考結果についてござい
 ます。

今年度のライトブルー賞に、本埜中学校3年生の和田陽華さんが受賞
 されましたのでご報告いたします。

今回、受賞いたしました和田陽華さんは、小学校5年生から母親の勸
 めでヘアドネーションを紹介され、病気で苦しんでいる子どもたちのた
 め、自分の髪の毛を医療用ウィッグ用に無償提供する活動を続けてお
 り、その長年の活動がライトブルー賞の要領にあります、青少年の部、
 社会福祉、社会貢献活動に該当しましたので、印西市として推薦し、千
 葉県より活動の功績が認められ受賞となりました。

授賞式は、令和3年1月24日日曜日に、ホテルプラザ菜の花で行われる
 予定でございます。

以上でございます。

職務代理者 今回の点について質疑はありませんか。

鈴木委員 鈴木委員。

すばらしい活動をされたなと思っています。小学校5年生からという
 ことで、女の生徒さんですね、自分の髪の毛を伸ばしてそれをドネーシ
 ョンしたという、本当にすばらしいことだなと思いました。

この活動を、市がどういうことをきっかけに知ることとなったのかと

職務代理者
生涯学習課長

いう、その経緯を教えてください。

生涯学習課長。

ライトブルー賞というタイトル、要綱がございますが、この要綱で各小・中学校に推薦を依頼しまして、それで学校を通して調書が来まして、課で検討した結果、先ほども少しお話ししたんですが、その表彰の基準に当てはまるということで、印西市として推薦をさせてもらって、今回の受賞ということになっております。

職務代理者
鈴木委員

鈴木委員。

分かりました。ということは、学校から、うちの生徒にこういう子がいるよということでの推薦がきっかけになったということですね。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

はい、そのとおりでございます。

職務代理者
鈴木委員

鈴木委員。

すばらしい取組を、同級生であったり後輩、または先輩も、同じ中学校に通われている生徒さんが、今回のことをきっかけに、社会福祉に対しての意識が高まるすごい良いきっかけになったと思います。

それをまた市でも認めて推薦してくださったということが、子どもたちの励みにすごくなると思いますので、是非こういう活動を、小学校、中学校に、生涯学習課もどんなお子さんいますか、どんな取組している方いますかということ、このライトブルー賞というものの認知をもっと広めていただけたらなと思います。本当にすばらしいことだと思います。ありがとうございました。

生涯学習課長
職務代理者

分かりました。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

ほかにその他、何かありますか。

栃尾委員

栃尾委員。

私からお願いというか、ご提案なんですけれども、他市の教育委員会のフェイスブックによる情報発信について調査をお願いしたいのですが、可能でしょうか。私を知る限りだと、戸田市や飯田市の教育委員会がフェイスブックを活用しているようなんです、ほかにもあるかもしれないですけれども。

理由としましては、これから教育長や私たち教育委員の活動を市民へ情報発信することなど、また、ほかの可能性も皆さんと考えるために、他市の状況を確認しておきたいと思いました。

日々、業務がお忙しいのは存じておりますけれども、もし可能だったらお願いできないでしょうか。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。

各自治体の状況について、教育総務課で調査をしたいと思います。そして、結果がまとまりましたら、教育委員会に報告をさせていただきたいと考えております。

職務代理者
栃尾委員

栃尾委員。
検討させていただいて、やるかやらないかはこの場で、定例会の場でお返事いただけるということによろしいですか。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。
まずは検討させていただくのと、どの程度の団体が行っているのか調査をさせていただきたいと思います。

栃尾委員
職務代理者
鈴木委員

よろしくお願ひします。
鈴木委員。
今の栃尾委員からの提案といひますか、お願ひを受けてなんです、フェイスブックを取り入れている教育委員会といひのは、県の教育委員会といひのはほかで私も目にするこゝとがありまして、私、教育委員を1期4年間勤めさせていひだいて、今、2期目に入りましかたけれども、この4年間の間で大変お多くの方々から、教育委員って何をしていひのか、教育委員の公務といひてもどんなこゝとをしていひのかという質問を受けるこゝとがすごく多かたんですね。

その都度、こゝとををしていひ、こゝとでお話をするんですけれども、まだまだ教育委員会そのものについての意識といひか、皆さんにあまり知られていひないこゝとと、もちろん教育委員会といひその組織、団体に対して、嫌悪感を持っていらっしゃる方も少なからずいらっしゃるようなんです。そして、ましてやそこに所属する教育委員の実態がつかめないこゝととで、物すごくネガティブなご意見をいひだく機会といひのが多いんです。

私、よく申しますのは、教育委員会といひ組織は保護者の方や市民の方の敵ではありませんよ。この市の教育行政に対して、より良く市民が学べる機会を提供させていひだいたり、児童・生徒のより良い質の高い教育に資するべくして、私たちは活動させていひだいていひます、こゝとお話をさせていひだくんですが、まだまだ発信できていひないこゝとをすごく感じていひます。

今、2023年までにこゝとを、GIGAスクール構想が国を上げてやっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で前倒しになりました。そして、児童・生徒たちは前倒しでタブレット端末を手にするこゝとにより、フェイスブックをはじめとしたあらゆるSNSにアクセスするこゝとが可能になりました。

是非とも、私たち教育委員会も、教育の現場にだけお任せするのではなくて、私たち自身もこゝとを活動をしていひますこゝとをものを発信する場があってもいいのではないか、そう私は考えました。

他市、いひろんなホームページ、フェイスブックのページがあると思ひますけれども、検討させていひだき、そして可能であれば、私はそのフェイスブックで印西市を発信して、印西市教育委員会も発信していひける立場になつたら、もっと市民の方々から多くの理解が得られるのではない

かと考えました。是非、ご検討をお願いいたします。

職務代理者 教育総務課長 教育総務課長。承りました。まずはどの程度の団体が行っているか、調査をしたいと思います。以上です。

職務代理者 寺田委員。ほかに質疑ありませんか。

寺田委員 寺田委員。指導課長にお尋ねします。前回の会議のときに、県内で感染された先生がいましたけれども、その後の経過はどうですか。

職務代理者 学務課長。学務課長。まず、教員ですけれども、11月の終わり、30日に陰性ということがはっきりしましたので、その翌日から勤務を再開しております。それが中学校の教員、女性の教員です。

職務代理者 寺田委員。寺田委員。濃厚接触者ということで、家族とかも一応PCR検査かなんかやったんですか。

職務代理者 学務課長。学務課長。教員に関しては、同居の家族、PCR検査をやりました。5人同居がいるんですけれども、そのうち2人が陰性で3人が陽性だったということです。

職務代理者 寺田委員。寺田委員。あとほかの学校の関係には、今のところそういった情報はないですか。

職務代理者 学務課長。学務課長。教職員に関しては、同居する家族あるいはその家族の職場の同僚が濃厚接触者、あるいは陽性になったとかいろいろな例があります。それで、結果的にPCR検査を受けた教職員、何人もおります。それで、全て陰性という結果でこれまでは来ております。教職員に関しては以上です。

寺田委員 寺田委員。よろしく申し上げます。

職務代理者 指導課長。指導課長。では、児童・生徒に関してですけれども、児童・生徒に関しましては、保護者が陽性になって、それで濃厚接触者として一定期間、今は2週間と言われているんですけれども、自宅待機をしていなければならないので、その期間内に家庭内で保護者から感染したというお子さんが、児童・生徒合わせて3名です。ただしこれを市のホームページ等でお知らせしていないのは、臨時休業等で周りに影響が出る場合には、当然ホームページに載せるんですけれども、逆の意味で人権を守るという意味で、保健所とも確認を取りま

して、これは家庭内感染です。しかも症状がないというお子さんたちになりますので、それは発信はしていません。

学校の中で必要があったら、それは学校内の保護者にメールとか文書で出しているケースもありますし、あとは本当に全く影響がない、学校の中でもお知らせする必要が全然ないというところもありますので、それは発信していません。だから、必要に応じて、臨時休業が必要になった場合には発信します。今まではする必要がないということです。

以上です。

寺田委員

分かりました。ありがとうございました。

以上です。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

各委員

ありません

職務代理者

よろしいですか。

それでは、これで日程第8その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしく願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

それでは、事務局から次回教育委員会会議の開催日等についての連絡がありますので、お願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長

次回、令和3年第1回印西市教育委員会定例会は、1月27日水曜日の14時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長

そのほかよろしいでしょうか。

(閉議の宣告)

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教育長

以上をもちまして、令和2年第12回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(14時43分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月11日

教 育 長	大 木	弘
署 名 委 員	栃 尾	知 子